平成２９年（フ）第２４２号
茨城県古河市幸町20番15号　ドゥナーレ　プリマ306号、前住所茨城県古河市幸町20番15号　ドゥナーレ　プリマ303号
債務者　小林　浩和
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２４５号
茨城県筑西市下岡崎２丁目５番地５　リバーハイツＳ202
債務者　飯島　健太
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８６号
千葉県茂原市茂原西３番地14（ウエストウッド103号室）
債務者　大城　秀夫
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
千葉県茂原市茂原西３番地14（ウエストウッド103号室）
債務者　大城　和枝
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
千葉県いすみ市大原7400番地７（県営住宅１棟206号）
債務者　村杉　文雄
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
東京都調布市緑ケ丘２丁目５番地２　グリーンヒルズ仙川303
債務者　加佐見怜美（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２２４号
金沢市諸江町中丁162番地１（山下方）
債務者　藤木富美子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４９号
金沢市小立野３丁目12番４号　ＳＮ11　101号
債務者　島津　勝宏
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３０号
静岡県富士市三ツ沢608番地の54　アンソレイエⅢ－101号
債務者　平間　将義
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２４２号
静岡県富士宮市源道寺町952番地の８
債務者　加藤聡一郎
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２１１号
三重県いなべ市北勢町麻生田1582番地１　コリーヌ麻生田２号室、前住所東京都稲城市平尾２－50－６　ピノコート102号室（前々住所）東京都町田市相原町4620番地１　グリーンウェーブ　105
債務者　新出　敬信
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
三重県三重郡菰野町大字千草6455番地３　菰野千草園、前住所三重県四日市市生桑町2033番地１　メゾン中山205
債務者　小川　　栄
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
三重県三重郡菰野町大字菰野1965番地９、前住所三重県三重郡菰野町大字菰野1770番地
債務者　篠塚　芳樹
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
滋賀県草津市矢橋町23番地60　サンシャイン矢橋　206号
債務者　前田　公三
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９００号
広島市安佐南区長束４丁目13番26－101号　コーポ小川Ｂ
債務者　石尾　直美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８号
山口県周南市西松原３丁目４番15－207号
債務者　野原　繁義
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山口地方裁判所周南支部